

雇用保険二事業助成金 平成 29 年度予算の整理表（案）

雇用保険二事業助成金 平成29年度予算の整理票(案)

平成28年度雇用保険二事業助成金

平成29年度雇用保険二事業助成金

	各種給付金名		各種給付金名
1	雇用調整助成金		1 雇用調整助成金
②	労働移動支援助成金	内容見直し	② 労働移動支援助成金
③	高年齢者雇用安定助成金	廃止	③ 高年齢者雇用安定助成金
④	65歳超雇用推進助成金	統合	④ 65歳超雇用推進助成金
⑤	特定求職者雇用開発助成金	内容見直し	⑤ 特定求職者雇用開発助成金
⑥	トライアル雇用奨励金	名称変更のみ	⑥ トライアル雇用助成金
⑦	地域雇用開発助成金	内容見直し	⑦ 地域雇用開発助成金
⑧	通年雇用奨励金	名称変更のみ	⑧ 通年雇用助成金
9	両立支援等助成金	内容見直し	9 両立支援等助成金
⑩	人材確保等支援助成金	内容見直し	⑩ 人材確保等支援助成金
⑪	キャリアアップ助成金	内容見直し	⑪ キャリアアップ助成金
⑫	障害者雇用促進助成金	内容見直し	⑫ 障害者雇用促進等助成金
⑬	生涯現役起業支援助成金	内容見直し	⑬ 生涯現役起業支援助成金
14		新規	⑭ 人事評価改善等助成金
15	認定訓練助成事業費補助金	内容見直し	15 認定訓練助成事業費補助金
16	キャリア形成促進助成金	内容見直し	16 人材開発支援助成金
⑰	障害者職業能力開発助成金	内容見直し	⑰ 障害者職業能力開発助成金
⑱	建設労働者確保育成助成金	内容見直し	⑱ 建設労働者確保育成助成金

※ 番号に○がつけてある助成金が諮問事項。

※ パブリックコメントは3月10日～3月14日までの期間に実施(平成29年度予算成立後、速やかに施行する必要があることから)。

労働移動支援助成金の見直し

平成28年度

(百万円)

平成29年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価																									
労働移動支援助成金	13,205	C																									
再就職支援奨励金(2,209)	4,379																										
<p>【事業概要】 ・再就職援助計画対象者等について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者 に費用を負担して委託した事業主や、再就職のための訓練を教育訓練施設等に委 託して実施した事業主に対して、当該委託に要する費用の一部を支給 ・再就職援助計画対象者等について、求職活動のための休暇を与えた事業主に対 して、休暇付与に係る賃金の一部を支給</p> <p>【対象事業主】 再就職援助計画の対象者等に対して、民間の職業紹介事業者に委託等を行い、再 就職支援を行った事業主</p> <p>【支給額】 ①再就職支援分(1人当たり上限60万円、1の事業主につき、最大500人まで支給)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">助成率</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">中小企業事業主 以外</th> <th style="text-align: center;">中小企業事業主</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">再就職支 援分 (※)</td> <td style="text-align: center;">ア 再就職支援委託時</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">10万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">イ 再就 職実現後</td> <td style="text-align: center;">通常</td> <td style="text-align: center;">委託総額の1/4 (1/3)</td> <td style="text-align: center;">委託総額の1/2 (2/3) からアの 額を引いた額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特例</td> <td style="text-align: center;">委託総額の1/3 (2/5)</td> <td style="text-align: center;">委託総額の2/3 (4/5) からアの 額を引いた額</td> </tr> <tr> <td colspan="2">職業訓練(上限30万円)</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">訓練実施に係る費用の2/3</td> </tr> <tr> <td colspan="2">グループワーク</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">3回以上実施で1万円を上乗せ</td> </tr> </tbody> </table> <p>②休暇付与支援分(1人当たり180日、1の事業主につき、最大500人まで支給) 中小企業事業主 8,000円/日 中小企業事業主以外 5,000円/日</p> <p>③職業訓練実施支援分 訓練実施に係る費用の2/3(1人当たり上限30万円、1 の事業主につき、最大500人まで支給)</p>					助成率		中小企業事業主 以外	中小企業事業主	再就職支 援分 (※)	ア 再就職支援委託時	—	10万円	イ 再就 職実現後	通常	委託総額の1/4 (1/3)	委託総額の1/2 (2/3) からアの 額を引いた額	特例	委託総額の1/3 (2/5)	委託総額の2/3 (4/5) からアの 額を引いた額	職業訓練(上限30万円)		訓練実施に係る費用の2/3		グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ	
		助成率																									
		中小企業事業主 以外	中小企業事業主																								
再就職支 援分 (※)	ア 再就職支援委託時	—	10万円																								
	イ 再就 職実現後	通常	委託総額の1/4 (1/3)	委託総額の1/2 (2/3) からアの 額を引いた額																							
		特例	委託総額の1/3 (2/5)	委託総額の2/3 (4/5) からアの 額を引いた額																							
職業訓練(上限30万円)		訓練実施に係る費用の2/3																									
グループワーク		3回以上実施で1万円を上乗せ																									

助 成 金 名	29'予定額
労働移動支援助成金	9,665
再就職支援コース奨励金	2,073
<p>(見直し概要) 休暇付与支援について、対象労働者が離職後1か月以内に再就職を実現した場合 の助成措置を講じる。</p> <p>【支給額】 ①・③ 改正なし</p> <p>②休暇付与支援分 中小企業事業主 8,000円/日 中小企業事業主以外 5,000円/日 (対象労働者が1か月以内に再就職を実現した場合に、上記に加え、1人当たり10万 円を支給する。)</p>	

受入れ人材育成支援奨励金(108)	6,431																
<p>○早期雇入れ支援 【事業概要】 再就職援助計画対象者等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合に、一定額を支給</p> <p>【対象事業主】 再就職援助計画対象者等を離職後3か月以内に期間の定めのない労働者として雇用した事業主</p> <p>【支給額】(1の事業主につき、最大500人まで支給) ・通常助成…1人当たり30万円 ・優遇助成(※)…1人当たり80万円 (※) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者に対して訓練を実施した場合</p>																	
<p>○人材育成支援 【事業概要】 再就職援助計画対象者等を期間の定めのない労働者として雇い入れ、訓練を実施した事業主に対し、訓練実施等に要した経費の一部を支給</p> <p>【対象事業主】 再就職援助計画対象者等を期間の定めのない労働者として雇い入れ、訓練を実施した事業主</p> <p>【支給額】</p> <table border="1" data-bbox="201 1102 1071 1306"> <tr> <td></td> <td></td> <td>通常助成</td> <td>優遇助成 (※)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">OJT賃金助成 (680時間を限度)</td> <td>800円/時</td> <td>900円/時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成 (1,200時間を限度)</td> <td>900円/時</td> <td>1,000円/時</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td>上限30万円</td> <td>優遇無し</td> </tr> </table> <p>(※) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者に対して訓練を実施した場合</p>			通常助成	優遇助成 (※)	OJT賃金助成 (680時間を限度)		800円/時	900円/時	Off-JT	賃金助成 (1,200時間を限度)	900円/時	1,000円/時	経費助成	上限30万円	優遇無し		
		通常助成	優遇助成 (※)														
OJT賃金助成 (680時間を限度)		800円/時	900円/時														
Off-JT	賃金助成 (1,200時間を限度)	900円/時	1,000円/時														
	経費助成	上限30万円	優遇無し														

早期雇入れ支援コース奨励金	4,881																			
<p>(見直し概要) 優遇助成に該当する場合であって、雇入れの1年後に賃金を一定程度上昇させた事業主に対して助成額を割増する。</p> <p>【支給額】(1の事業主につき、最大500人まで支給) ・通常助成…1人当たり30万円 ・優遇助成(※)…1人当たり80万円 (※) 生産性向上を図る成長企業において、事業再編等を行う事業主からの離職者を雇い入れ、当該対象者に対して訓練を実施した場合 ・優遇助成(採用一年後に賃金アップした場合)…1人当たり100万円</p>																				
人材育成支援コース奨励金	1,235																			
<p>(見直し概要) 優遇助成に該当する場合であって、雇入れの1年後に賃金を一定程度上昇させた事業主に対して助成額を割増する。</p> <p>【支給額】</p> <table border="1" data-bbox="1777 1073 2703 1306"> <tr> <td></td> <td></td> <td>通常助成</td> <td>優遇助成</td> <td>優遇助成 (採用一年後に賃金をアップした場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">OJT賃金助成 (680時間を限度)</td> <td>800円/時</td> <td>900円/時</td> <td>1,000円/時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成 (1,200時間を限度)</td> <td>900円/時</td> <td>1,000円/時</td> <td>1,100円/時</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td>上限 30万円</td> <td>上限 40万円</td> <td>上限 50万円</td> </tr> </table>			通常助成	優遇助成	優遇助成 (採用一年後に賃金をアップした場合)	OJT賃金助成 (680時間を限度)		800円/時	900円/時	1,000円/時	Off-JT	賃金助成 (1,200時間を限度)	900円/時	1,000円/時	1,100円/時	経費助成	上限 30万円	上限 40万円	上限 50万円	
		通常助成	優遇助成	優遇助成 (採用一年後に賃金をアップした場合)																
OJT賃金助成 (680時間を限度)		800円/時	900円/時	1,000円/時																
Off-JT	賃金助成 (1,200時間を限度)	900円/時	1,000円/時	1,100円/時																
	経費助成	上限 30万円	上限 40万円	上限 50万円																

<p>キャリア希望実現支援奨励金(-)</p> <p>○生涯現役移籍受入支援 【事業概要】 生涯現役企業(65歳を超えて働くことのできる企業)がキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を移籍により受け入れた事業主に対し助成する。</p> <p>【対象事業主】 生涯現役企業(65歳を超えて働くことのできる企業)がキャリアチェンジを希望する40歳以上60歳未満の労働者を移籍により受け入れた事業主</p> <p>【支給額】 一人当たり40万円(1の事業主につき、最大500人まで支給)</p>	2,394									
<p>○移籍人材育成支援 【事業概要】 移籍により受け入れた労働者に対し訓練を実施した事業主に対して助成する。</p> <p>【対象事業主】 移籍により受け入れた労働者に対し訓練を実施した事業主</p> <p>【支給額】</p> <table border="1" data-bbox="195 978 997 1119"> <tr> <td colspan="2">OJT賃金助成(680時間を限度)</td> <td>700円/時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成(1,200時間を限度)</td> <td>800円/時</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td>上限30万円</td> </tr> </table>	OJT賃金助成(680時間を限度)		700円/時	Off-JT	賃金助成(1,200時間を限度)	800円/時	経費助成	上限30万円		
OJT賃金助成(680時間を限度)		700円/時								
Off-JT	賃金助成(1,200時間を限度)	800円/時								
	経費助成	上限30万円								

<p>(○生涯現役移籍受入支援) 廃止</p>	81																			
<p>移籍人材育成支援コース奨励金</p> <p>(見直し概要) ・移籍により受け入れた労働者に対して訓練を実施した場合の助成額を拡充する。 ・生産性向上を図る成長企業が、事業再編等を行う事業主から移籍により労働者を受け入れ、当該労働者に対して訓練を実施した場合の助成額を割増する。 ・当該成長企業において、雇入れの1年後に賃金を一定程度上昇させた場合の助成額を割増する。</p> <p>【支給額】</p> <table border="1" data-bbox="1768 989 2697 1224"> <tr> <td></td> <td>通常助成</td> <td>優遇助成</td> <td>優遇助成(採用一年後に賃金をアップした場合)</td> </tr> <tr> <td>OJT賃金助成(680時間を限度)</td> <td>800円/時</td> <td>900円/時</td> <td>1,000円/時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">Off-JT</td> <td>賃金助成(1,200時間を限度)</td> <td>900円/時</td> <td>1,000円/時</td> </tr> <tr> <td>経費助成</td> <td>上限30万円</td> <td>上限40万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>上限50万円</td> <td></td> </tr> </table>		通常助成	優遇助成	優遇助成(採用一年後に賃金をアップした場合)	OJT賃金助成(680時間を限度)	800円/時	900円/時	1,000円/時	Off-JT	賃金助成(1,200時間を限度)	900円/時	1,000円/時	経費助成	上限30万円	上限40万円			上限50万円		815
	通常助成	優遇助成	優遇助成(採用一年後に賃金をアップした場合)																	
OJT賃金助成(680時間を限度)	800円/時	900円/時	1,000円/時																	
Off-JT	賃金助成(1,200時間を限度)	900円/時	1,000円/時																	
	経費助成	上限30万円	上限40万円																	
		上限50万円																		
<p>中途採用拡大コース奨励金(新規)</p> <p>【事業概要】 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大し、生産性を向上させた事業主に対して助成</p> <p>【対象事業主】 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用者の採用拡大(①中途採用率の向上又は②45歳以上の者を初めて中途採用)し、生産性を向上させた事業主</p> <p>【支給額】 ①中途採用率を引き上げた場合 50万円 ②45歳以上の者を初めて中途採用した場合 60万円</p>	581																			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

※()内は平成27年度決算額

高齢者雇用安定助成金の見直し

平成28年度

(百万円)

助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価
高齢者雇用安定助成金	3,175	D
高齢者活用促進コース(2,291) 【事業概要】 高齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、健康管理を実施するための制度の導入、定年の引上げ等の措置を実施した事業主に対し措置の実施に要した経費の一部を助成。 【対象事業主】 高齢者の活用促進のための環境整備として、新たな事業分野への進出等による高齢者の職場又は職務の創出、機械設備、作業方法又は作業環境の導入又は改善、雇用管理制度の整備、健康管理を実施するための制度の導入、定年の引上げ等の措置を実施した事業主 【支給額】 以下のいずれか小さい額(上限1000万円) ・措置の実施に要した費用の2分の1(中小企業は3分の2) ・措置の対象となる60歳以上の雇用保険被保険者の人数1人につき20万円(建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主、65歳以上の高齢者(高齢継続被保険者)の雇用割合が4%以上の事業主、「高齢者の生産性を向上させるために必要な機械設備、作業方法又は作業環境の導入等」を実施した事業主にあつては、30万円)を乗じた額	3,002	
高齢者無期雇用転換コース(一) 【事業概要】 ・50歳以上定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対し助成する。 【対象事業主】 ・50歳以上定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主 【支給額】 転換した者1人につき40万円(中小企業は50万円)	173	

平成29年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	29'予定額
高齢者雇用安定助成金(廃止)	588
高齢者活用促進コース (見直し概要) 廃止し、下記の経過措置を設ける。 【経過措置】 平成29年3月31日までに計画申請した事業主であつて、支給要件を満たすものについては、従前のとおり助成金を支給する。 ※平成29年度は、経過措置分として要求。	329
高齢者無期雇用転換コース (見直し概要) 廃止し、下記の経過措置を設ける。 【経過措置】 平成29年3月31日までに計画申請した事業主であつて、支給要件を満たすものについては、従前のとおり助成金を支給する。 ※平成29年度は、経過措置分として要求。	259

65歳超雇用推進助成金(一)	676	
【事業概要】 65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成する。 【対象事業主】 ① 65歳への定年引上げを実施した事業主 ② 66歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止を実施した事業主 ③ 希望者全員を66～69歳の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主 ④ 希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度を導入した事業主 【支給額】 上記の措置を実施した対象事業主の区分に応じて以下の額を助成 ①100万円、②120万円、③60万円、④80万円		

65歳超雇用推進助成金	2591																		
65歳超継続雇用促進コース(仮称)	1,909																		
【事業概要】 65歳への定年引上げ等を実施した①～④の事業主に対し、それぞれの区分に応じて助成する。 【対象事業主】 ① 65歳への定年引上げを実施した事業主 ② 66歳以上への定年引上げ又は定年の廃止を実施した事業主 ③ 希望者全員を66～69歳まで継続雇用する制度を導入した事業主 ④ 希望者全員を70歳以上まで継続雇用する制度を導入した事業主 【支給額】 平成29年4月30日までは、①100万円、②120万円、③60万円、④80万円 平成29年5月1日以降は当該事業主に1年以上継続して雇用される60歳以上の被保険者数や定年等の引上げ年数に応じて下記の表の額																			
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">60歳以上の被保険者数</th> <th colspan="2">定年又は継続雇用制度の上限の引上げ年数(※)</th> <th rowspan="2">定年の廃止</th> </tr> <tr> <th>5年未満 (③については4年未満)</th> <th>5年以上 (③については5年未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～2人</td> <td>①20万円 ②25万円 ③10万円 ④15万円</td> <td>①30万円 ②40万円 ③20万円 ④25万円</td> <td>②40万円</td> </tr> <tr> <td>3～9人</td> <td>①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円</td> <td>①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円</td> <td>②120万円</td> </tr> <tr> <td>10人以上</td> <td>①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円</td> <td>①120万円 ②145万円 ③75万円 ④95万円</td> <td>②145万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※)③、④の「引上げ年数」は、導入前の定年と継続雇用制度において設定した年齢の上限のいずれか高い年齢から導入後の継続雇用制度において設定した年齢の上限までの年数とする。</p>	60歳以上の被保険者数	定年又は継続雇用制度の上限の引上げ年数(※)		定年の廃止	5年未満 (③については4年未満)	5年以上 (③については5年未満)	1～2人	①20万円 ②25万円 ③10万円 ④15万円	①30万円 ②40万円 ③20万円 ④25万円	②40万円	3～9人	①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円	①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円	②120万円	10人以上	①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円	①120万円 ②145万円 ③75万円 ④95万円	②145万円	
60歳以上の被保険者数		定年又は継続雇用制度の上限の引上げ年数(※)			定年の廃止														
	5年未満 (③については4年未満)	5年以上 (③については5年未満)																	
1～2人	①20万円 ②25万円 ③10万円 ④15万円	①30万円 ②40万円 ③20万円 ④25万円	②40万円																
3～9人	①25万円 ②30万円 ③15万円 ④20万円	①100万円 ②120万円 ③60万円 ④80万円	②120万円																
10人以上	①30万円 ②35万円 ③20万円 ④25万円	①120万円 ②145万円 ③75万円 ④95万円	②145万円																
高年齢者雇用環境整備支援コース(仮称)	631																		
【事業概要】 高年齢者向けの①機械設備の導入等や②雇用管理制度の整備等について取組を実施した事業主に対し措置の実施に要した経費の一部を助成する。 ※②については、導入経費を30万円とみなす 【対象事業主】 高年齢者の雇用環境整備を実施した事業主 【支給額】 以下のいずれか小さい額(上限1000万円) ・措置の実施に要した費用の45%＜60%＞(中小企業は60%＜75%＞) ・措置の対象となる60歳以上の雇用保険被保険者1人につき28.5万円＜36万円＞を乗じた額 ※＜＞は生産性要件を満たした事業主の場合																			
高年齢者無期雇用転換コース(仮称)	51																		
【事業概要】 ・50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対し助成する。 【対象事業主】 ・50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主 【支給額】 無期転換した者1人につき38万円＜48万円＞(中小企業は48万円＜60万円＞) ※＜＞は生産性要件を満たした事業主の場合 ※1支給申請年度につき、1適用事業所10人を上限																			

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

特定求職者雇用開発助成金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)	
助成金名	28'予算額	27'事業評価	助成金名	29'予定額
特定求職者雇用開発助成金			特定求職者雇用開発助成金	
特定就職困難者雇用開発助成金(59,967)	72,905	B	特定就職困難者コース助成金	66,223
※改正内容は助成金の名称変更のみ				
高年齢者等雇用開発特別奨励金(5,567)	8,078	B	生涯現役コース奨励金	8,523
※改正内容は助成金の名称変更のみ				
生活保護受給者等雇用開発助成金(-)	-	-	生活保護受給者等雇用開発コース助成金	1,434
※改正内容は助成金の名称変更のみ				
			長期不安定雇用者雇用開発コース(新規)	535
			【事業概要】 ・いわゆる就職氷河期に就職の機会を逃した事等により、長期にわたり不安定雇用を繰り返す者(長期不安定雇用者)を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、通常の労働者として新たに雇い入れた事業主に対して助成金を支給し、これらの者の就職支援を図る。 【助成金対象事業主】 (1)の労働者を(2)の条件により雇い入れ、対象労働者の雇用状況の報告を実施した事業主 (1) 対象労働者(以下の①～④のすべてに該当する求職者) ① 雇入れ日現在の満年齢が35歳以上60歳未満の者 ② 雇入れの前日から起算して過去10年間に5回以上離転職を繰り返してきた者 ③ 下記(2)①の紹介の時点で失業の状態にある者 ④ 通常の労働者として雇用されることを希望している者 (2) 雇入れの条件 対象労働者を次の①と②の条件によって雇い入れること ① ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により雇い入れること ② 通常の労働者(短時間労働者を除く。)として、かつ、雇用保険一般被保険者として雇い入れること 【支給額】 60万円(中小企業事業主以外は50万円)	

発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金(438)	450	D	発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース	503
※改正内容は助成金の名称変更のみ				
被災者雇用開発助成金(339)	216	B	被災者雇用開発コース助成金	28
※改正内容は助成金の名称変更のみ				
三年以内既卒者等採用定着奨励金	226	-	三年以内既卒者等採用定着コース	1,828
<p>【事業概要】</p> <p>・学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大や採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を新たに行い、既卒者等を新卒扱いで採用し、一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を新たに行い、既卒者等を通常の労働者として新卒扱いで採用し、一定期間定着させた事業主</p> <p>【支給額】</p> <p>・既卒者等コース 1人目 70万円(中小企業事業主以外は35万円) 2人目 35万円</p> <p>・高校中退者コース 1人目 80万円(中小企業事業主以外は40万円) 2人目 45万円</p> <p>※中小企業事業主以外については1人目の1年目のみ支給 ※若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業については1年目に10万円加算</p>			<p>(見直し概要)</p> <p>○既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を新たに行うとしていた要件を撤廃し、既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を行い、既卒者等を新卒扱いで初めて採用した事業主に助成金を支給する。</p> <p>○支給上限人数を2名から1名とし、事業主への支援の重点化を図る。</p> <p>○平成29年5月1日施行。</p> <p>【事業概要】</p> <p>・学校等の既卒者や中退者の応募機会の拡大や採用・定着を図るため、既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を行い、既卒者等を通常の労働者として初めて新卒扱いで採用し、一定期間定着させた事業主に対して奨励金を支給する。</p> <p>【助成金対象事業主】</p> <p>・既卒者等が応募可能な新卒求人申し込みまたは募集を行い、既卒者等を通常の労働者として初めて新卒扱いで採用し、一定期間定着させた事業主</p> <p>【支給額】</p> <p>・既卒者等コース 1人目 70万円(中小企業事業主以外は35万円)</p> <p>・高校中退者コース 1人目 80万円(中小企業事業主以外は40万円)</p> <p>※中小企業事業主以外については1人目の1年目のみ支給 ※若者雇用促進法に基づくユースエール認定企業については1年目に10万円加算</p>	
障害者初回雇用奨励金(308)	300	A	障害者初回雇用コース奨励金	300
※改正内容は助成金の名称変更のみ				

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

※()内は平成27年度決算額

トライアル雇用奨励金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額
トライアル雇用奨励金			トライアル雇用助成金	
トライアル雇用奨励金(3,235)	4,066	C	一般トライアルコース助成金	3,784
※改正内容は助成金の名称変更のみ				
障害者トライアル雇用奨励金(570)	1,080	C	障害者トライアルコース助成金	1,103
※改正内容は助成金の名称変更のみ				

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

地域雇用開発助成金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)		
助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額	
地域雇用開発助成金	3,606	B	地域雇用開発助成金	3,635	
地域雇用開発奨励金(1,764)	3,324		地域雇用開発コース奨励金	3,395	
【事業概要】 雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、地域求職者等を雇い入れる事業主に対して、設置・整備費用及び増加した労働者数等に応じて一定額を助成する。			(見直し概要) 以下のとおり対象地域を改正する。		
【対象地域】 ○地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域 ○過疎等雇用改善地域 ○戦略産業雇用創造プロジェクト又は地域活性化雇用創造プロジェクトが実施される都道府県の区域 ○熊本県の区域(平成29年10月18日までの暫定措置)			【対象地域】 ○地域雇用開発促進法に基づく同意雇用開発促進地域 ○過疎等雇用改善地域 ○特定有人国境離島地域、奄美群島及び小笠原諸島 ○戦略産業雇用創造プロジェクト又は地域活性化雇用創造プロジェクトが実施される都道府県の区域 ○熊本県の区域(平成29年10月18日までの暫定措置)		
沖縄若年者雇用促進奨励金(164)	282		沖縄若年者雇用促進コース奨励金	240	
※改正内容は助成金の名称変更のみ					

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

通年雇用奨励金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額
通年雇用奨励金(5,328)	6,085	A	通年雇用助成金	5,924
※改正内容は助成金の名称変更のみ				

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

職場定着支援助成金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)									
助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額								
職場定着支援助成金(4,842)	6,099	D	職場定着支援助成金	10,796								
中小企業団体助成コース(66) 【事業概要】 ・「働きやすい・働きがいのある職場づくり」に向けた雇用管理改善の取組を推進するため、中小企業団体が構成中小企業者のために労働環境向上事業を実施した場合に、当該事業に要した費用の一部を助成する。 【助成金対象事業主】 ・構成中小企業者に対し、人材確保や労働者の職場定着を支援するための労働環境向上事業を実施する事業協同組合等(※) ※①事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会 ②水産加工協同組合及びその連合会 ③商工組合及びその連合会 ④商店街振興組合及びその連合会 ⑤その他特別の法律により定められた組合及びその連合会で政令に定めるもの ⑥中小企業者を直接又は間接に構成員とする一般社団法人等 【支給額】 ・1年間の労働環境向上事業の実施に要した経費の2/3を支給(年2回) ただし、構成中小企業者の数に応じて下表の額を支給限度額とする。 ※助成金の支給対象期間は、さらに1年間の延長が可能。 <table border="1" style="margin-top: 10px; width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">認定組合等の区分</th> <th style="text-align: center;">上限額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)</td> <td style="text-align: center;">1,000万円</td> </tr> <tr> <td>中規模認定組合等(同100以上500未満)</td> <td style="text-align: center;">800万円</td> </tr> <tr> <td>小規模認定組合等(同100未満)</td> <td style="text-align: center;">600万円</td> </tr> </tbody> </table>	認定組合等の区分	上限額	大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円	中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円	小規模認定組合等(同100未満)	600万円	135		中小企業団体助成コース (見直し概要) 改正なし	66
認定組合等の区分	上限額											
大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上)	1,000万円											
中規模認定組合等(同100以上500未満)	800万円											
小規模認定組合等(同100未満)	600万円											

個別企業助成コース(4,776)

5,964

○雇用管理制度助成

【事業概要】

雇用管理制度の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取り組む事業主に対して助成

【対象事業主】

雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度(保育事業主のみ))の導入等を行う事業主

【支給額】

①制度導入助成

導入する制度に応じて、以下の合計額を支給。

導入した制度	支給額
評価・処遇制度	10万円
研修制度	10万円
健康づくり制度	10万円
メンター制度	10万円
短時間正社員制度(保育事業主のみ)	10万円

②目標達成助成

計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に60万円を支給。

雇用管理制度助成コース

1,268

(見直し概要)

○目標達成助成に生産性要件を設定

【支給額】

①制度導入助成
改正なし

②目標達成助成

計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給。

○介護福祉機器等助成

【事業概要】
介護労働者の身体的負担を軽減するため新たな介護福祉機器の導入等を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成

【対象事業主】
介護労働者の労働環境の改善に資する介護福祉機器を導入するとともに、その機器の適切な運用を行う介護事業主

【支給額】
介護福祉機器等の導入に要した費用の1/2を支給(上限300万円)。

○保育労働者雇用管理制度助成

【事業概要】
賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主に対して助成

【対象事業主】
保育労働者の職場への定着に資する賃金制度の整備を行い、従業員の離職率の低下に取り組む保育事業主

【支給額】
①制度整備助成
賃金制度を整備した場合に50万円を支給。
②目標達成助成(第1回)
計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に60万円を支給。
③目標達成助成(第2回)
計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に90万円を支給。

介護福祉機器助成コース 4,636

(見直し概要)
○介護福祉機器の導入時の助成額の見直し
○機器導入後の離職率の目標を達成した場合に追加支給を行う目標達成助成を創設
○目標達成助成に生産性要件を設定

【対象事業主】
介護労働者の労働環境の改善に資する介護福祉機器を導入するとともに、その機器の適切な運用を行い、従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主

【支給額】
①機器導入助成
介護福祉機器の導入に要した費用の25%を支給(上限150万円)。
②目標達成助成
計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に介護福祉機器の導入に要した費用の20%(生産性要件を満たした場合35%)を支給(上限150万円)。

保育労働者雇用管理制度助成コース 1,648

(見直し概要)
○目標達成助成(第1回)及び目標達成助成(第2回)に生産性要件を設定

【支給額】
①制度整備助成
改正なし
②目標達成助成(第1回)
計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給。
③目標達成助成(第2回)
計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を支給。

<p>○介護労働者雇用管理制度助成(平成33年3月31日までの暫定措置)</p> <p>【事業概要】 賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主に対して助成</p> <p>【対象事業主】 介護労働者の職場への定着に資する賃金制度の整備を行い、従業員の離職率の低下に取り組む介護事業主</p> <p>【支給額】 ①制度整備助成 賃金制度を整備した場合に50万円を支給。 ②目標達成助成(第1回) 計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に60万円を支給。 ③目標達成助成(第2回) 計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に90万円を支給。</p>	
--	--

<p>介護労働者雇用管理制度助成コース</p> <p>(見直し概要) ○目標達成助成(第1回)及び目標達成助成(第2回)に生産性要件を設定</p> <p>【支給額】 ①制度整備助成 賃金制度を整備した場合に50万円を支給。 ②目標達成助成(第1回) 計画期間終了から1年経過後に離職率低下目標を達成した場合に57万円(生産性要件を満たした場合は72万円)を支給。 ③目標達成助成(第2回) 計画期間終了から3年経過後に離職率低下目標を達成した場合に85.5万円(生産性要件を満たした場合は108万円)を支給。</p>	3,178
--	-------

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

キャリアアップ助成金の見直し

平成28年度

(百万円)

平成29年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額
キャリアアップ助成金(28,791)	41,045	A	キャリアアップ助成金	67,008
<p>正社員化コース</p> <p>【事業概要】 有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化の取組を実施した事業主に対して助成</p> <p>【支給額】 ア 有期→正規 : 1人当たり60万円(45万円) イ 有期→無期 : 1人当たり30万円(22.5万円) ウ 無期→正規 : 1人当たり30万円(22.5万円) エ 有期→多様な正社員 : 1人当たり40万円(30万円) オ 無期→多様な正社員 : 1人当たり10万円(7.5万円) カ 多様な正社員→正規 : 1人当たり20万円(15万円) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 ア、ウ:1人当たり30万円(中小企業事業主以外も同額)を加算、 エ、オ:1人当たり15万円(中小企業事業主以外も同額)を加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ア:1人当たり10万円、イ～カ:1人当たり5万円加算 ※勤務地限定正社員・職務限定正社員制度を新たに 規定した場合、エ、オ:1事業所当たり10万円(7.5万円)加算 ※()内は中小企業事業主以外の場合の額</p>			<p>正社員化コース</p> <p>【見直し概要】 従来の「正規雇用労働者」に多様な正社員(勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員)を含めることとし、多様な正社員への転換等の区分を廃止する。 ※ 多様な正社員から従来の「正規雇用労働者」に転換する区分については、廃止する。</p> <p>【支給額】 ア 有期→正規: 1人当たり57万円<72万円>(42.75万円<54万円>) イ 有期→無期: 1人当たり28.5万円<36万円>(21.375万円<27万円>) ウ 無期→正規: 1人当たり28.5万円<36万円>(21.375万円<27万円>) ※派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、 ア・ウ:1人当たり28.5万円<36万円>(中小企業事業主以外も同額)加算 ※母子家庭の母等又は父子家庭の父の場合、 若者認定事業主における35歳未満の者の場合、 ア:1人当たり9.5万円<12万円>(中小企業事業主以外も同額)、 イ・ウ:1人当たり4.75万円<6万円>(中小企業事業主以外も同額)加算 ※勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合、 ア・ウ:1事業所当たり9.5万円<12万円>(7.125万円<9万円>)加算 ※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額</p>	
<p>人材育成コース</p> <p>※能開分科会において諮問</p>			<p>人材育成コース</p>	

処遇改善コース

【事業概要】

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成

【支給額】

① 賃金規定等改定

<全ての賃金規定等改定>

対象労働者数 1人～3人:10万円(7.5万円)

対象労働者数 4人～6人:20万円(15万円)

対象労働者数 7人～10人:30万円(20万円)

対象労働者数11人～100人:3万円(2万円)×人数

<雇用形態別、職種別の賃金規定等改定>

対象労働者数 1人～3人:5万円(3.5万円)

対象労働者数 4人～6人:10万円(7.5万円)

対象労働者数 7人～10人:15万円(10万円)

対象労働者数11人～100人:1.5万円(1万円)×人数

※中小企業において3%以上増額した場合

全ての賃金規定等改定:

1人当たり1.425万円<1.8万円>加算

雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定:

1人当たり0.76万円<0.96万円>加算

※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、

1事業所当たり20万円(15万円)加算

② 共通処遇推進制度

・法定外の健康診断制度を新たに規定し4人以上実施:

1事業所当たり40万円(30万円)

・共通の賃金規定等の導入・適用:1事業所当たり60万円(45万円)

③ 短時間労働者の労働時間延長

・短時間労働者の労働時間を5時間以上延長した場合

1人当たり20万円(15万円)

※上記①の賃金引き上げと合わせ労働者の手取りが減少しない

取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも助成

1時間以上2時間未満:4万円(3万円)

2時間以上3時間未満:8万円(6万円)

3時間以上4時間未満:12万円(9万円)

4時間以上5時間未満:16万円(12万円)

* ()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

賃金規定等改定コース

【見直し概要】

生産性要件設定に伴い、支給額のみ見直し。

<全ての賃金規定等改定>

対象労働者数1人～3人:9.5万円<12万円>(7.125万円<9万円>)

対象労働者数4人～6人:19万円<24万円>(14.25万円<18万円>)

対象労働者数7人～10人:28.5万円<36万円>(19万円<24万円>)

対象労働者数11人～100人:2.85万円<3.6万円>(1.9万円<2.4万円>)×人数

<雇用形態別、職種別等の賃金規定等改定>

対象労働者数1人～3人:4.75万円<6万円>(3.325万円<4.2万円>)

対象労働者数4人～6人:9.5万円<12万円>(7.125万円<9万円>)

対象労働者数7人～10人:14.25万円<18万円>(9.5万円<12万円>)

対象労働者数11人～100人:1.425万円<1.8万円>(0.95万円<1.2万円>)×人数

※「職務評価」の手法の活用により実施した場合、

1事業所当たり19万円<24万円>(14.25万円<18万円>)加算

※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

健康診断制度コース

【見直し概要】

生産性要件設定に伴い、支給額のみ見直し。

1事業所当たり38万円<48万円>(28.5万円<36万円>)

※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

賃金規定等共通化コース

【見直し概要】

生産性要件設定に伴い、支給額のみ見直し。

1事業所当たり57万円<72万円>(42.75万円<54万円>)

※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

諸手当制度共通化コース(新規)

有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定し、適用した場合等に助成。

支給額:1事業所当たり38万円<48万円>(28.5万円<36万円>)

※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

短時間労働者労働時間延長コース

【見直し概要】

・生産性要件設定に伴い、支給額を見直し。
 ・平成32年3月31日までの間の暫定措置について、週の所定労働時間を1時間以上5時間未満延長するとともに④の選択的適用拡大導入時処遇改善コースを実施することにより有期契約労働者等の手取りが減少しない取組を行い、当該有期契約労働者等が新たに社会保険の被保険者となった場合にも、助成を行う。

【支給額】

・短時間労働者の週所定労働時間を5時間以上延長し、社会保険を適用した場合
 1人当たり19万円<24万円> (14.25万円<18万円>)
 ※②「賃金規定等改定コース」又は⑦「選択適用拡大導入時処遇改善コース」と併せ、労働者の手取りが減少しない取組をした場合、1時間以上5時間未満延長でも以下のとおり助成
 1時間以上2時間未満: 3.8万円<4.8万円> (2.85万円<3.6万円>)
 2時間以上3時間未満: 7.6万円<9.6万円> (5.7万円<7.2万円>)
 3時間以上4時間未満: 11.4万円<14.4万円> (8.55万円<10.8万円>)
 4時間以上5時間未満: 15.2万円<19.2万円> (11.4万円<14.4万円>)

※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

選択的適用拡大導入時処遇改善コース(新規)

社会保険の選択的適用拡大の導入に伴い、社会保険適用となる短時間労働者について、一定以上の割合で賃金を増額した場合に助成する。

(平成31年度までの暫定措置)

支給額: 賃金増額の割合に応じ、対象者1人当たり次の額を助成する。
 3%以上 : 1.9万円<2.4万円> (1.425万円<1.8万円>)
 5%以上 : 3.8万円<4.8万円> (2.85万円<3.6万円>)
 7%以上 : 4.75万円<6万円> (3.325万円<4.2万円>)
 10%以上 : 7.6万円<9.6万円> (5.7万円<7.2万円>)
 14%以上 : 9.5万円<12万円> (7.125万円<9万円>)

※()内は中小企業事業主以外、<>内は生産性要件に該当する場合の額

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

障害者雇用促進等助成金の見直し

平成28年度

(百万円)

平成29年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価
障害者雇用促進等助成金		
障害者雇用安定奨励金(障害者職場定着支援奨励金)(346)	478	B
<p>【事業概要】 障害者を雇い入れるとともに、その業務の遂行に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主に対し助成。</p> <p>【対象事業主】 対象労働者を公共職業安定所又は民間職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れ、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員を配置する事業主</p> <p>【支給額】 ○職場支援員を雇用契約又は業務委託契約により配置した場合 ・短時間以外の労働者として雇い入れた場合 1人あたり月額4万円(中小企業以外月額3万円) ・短時間労働者として雇い入れた場合 1人あたり月額2万円(中小企業以外月額1万5千円) ○職場支援員を委嘱契約により配置した場合 委嘱による支援1回あたり1万円 ※助成対象期間は、2年間(精神障害者は3年間)が上限</p>		

助 成 金 名	29'予定額
障害者雇用促進等助成金	
障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)	598
<p>【見直し概要】 既存の職場支援員の配置に加え、柔軟な休暇取得・時間管理、勤務時間延長、正規・無期雇用への転換、中途障害者等の職場復帰支援、社内理解の促進の措置についても助成の対象とする。</p> <p>【対象事業主】 障害者を雇用する事業主</p> <p>【支給額】</p> <p>①柔軟な時間管理・休暇取得 1人あたり8万円(中小企業以外6万円)</p> <p>②短時間労働者の勤務時間延長 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 20時間未満→30時間以上 1人あたり54万円(中小企業以外40万円) 20時間未満→20時間以上30時間未満 1人あたり27万円(中小企業以外20万円) 20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり27万円(中小企業以外20万円) 【上記以外の障害者】 20時間未満→30時間以上 1人あたり40万円(中小企業以外30万円) 20時間未満→20時間以上30時間未満 1人あたり20万円(中小企業以外15万円) 20時間以上30時間未満→30時間以上 1人あたり20万円(中小企業以外15万円)</p> <p>③正規・無期転換 【身体・知的障害者(重度)、精神障害者】 有期→正規 1人あたり120万円(中小企業以外90万円) 有期→無期 1人あたり60万円(中小企業以外45万円) 無期→正規 1人あたり60万円(中小企業以外45万円) 【上記以外の障害者】 有期→正規 1人あたり90万円(中小企業以外67.5万円) 有期→無期 1人あたり45万円(中小企業以外33万円) 無期→正規 1人あたり45万円(中小企業以外33万円)</p> <p>④職場支援員の配置 変更無し</p> <p>⑤職場復帰支援 1人あたり月額6万円(中小企業以外月額4.5万円) ※助成対象期間は、1年間が上限</p> <p>⑥社内理解の促進 講習に要した費用に応じて助成 5万円以上～10万円未満 1事業所あたり3万円(中小企業以外2万円) 10万円以上～20万円未満 1事業所あたり6万円(中小企業以外4.5万円) 20万円以上 1事業所あたり12万円(中小企業以外9万円)</p>	

			<p>障害者雇用安定助成金(障害・治療と仕事の両立支援制度助成コース)(新設)</p> <p>(見直しの概要)</p> <p>・障害・治療と仕事の両立支援制度助成コースの新設</p> <p>【事業概要】 労働者の障害や傷病の特性に応じた治療と仕事を両立させるための制度の導入について計画を作成し、当該計画に基づき就業規則等を改正し、労働者に適用した事業主に対して、助成金を支給する。</p> <p>【対象事業主・対象措置】 両立支援制度(雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者の治療と仕事の両立の支援に資する一定の就業上の措置※)の導入を新たに行い、雇用する障害者又は反復継続して治療を行う必要がある傷病を負った労働者に実際に適用した事業主。 ※時間単位の年次有給休暇、傷病休暇・病気休暇(取得条件や取得中の処遇(賃金の支払いの有無等)は問わない)などの休暇制度や、フレックスタイム制度、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務(テレワーク)、試し出勤制度などの勤務制度など。</p> <p>【支給額】 事業主あたり10万円</p>	359
<p>中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金(55)</p> <p>【事業概要】 対象となる障害者を新規に10以上雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備を行った中小企業に対して、当該施設整備に要した費用の一部を助成する。</p> <p>【対象事業主】 常用労働者数300人以下の中小企業</p> <p>【支給額】 新規雇用数及び施設整備に要した費用に応じて支給額を決定する。 ※支給額は事業主の希望に応じて()の額を選択することも可能。</p> <p>①新規雇用10人以上かつ施設整備に要した費用3,000万円以上 第1期:1,000万円、第2期・第3期:500万円 (第1期:1,440万円、第2期・第3期:180万円)</p> <p>②新規雇用15人以上かつ施設整備に要した費用4,500万円以上 第1期:1,500万円、第2期・第3期:750万円 (第1期:2,160万円、第2期・第3期:270万円)</p>	80	A	<p>中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金</p> <p>(見直し概要)</p> <p>○支給対象となる施設整備に要した費用の下限を1,500万円に引き下げる。 ○支給対象に、障害者を新規に5人以上雇用し、既に雇用している障害者と併せて10以上を雇用している場合を追加する。</p> <p>【対象事業主】 常用労働者数300人以下の中小企業</p> <p>【支給額】 新規雇用数及び施設整備に要した費用に応じて支給額を決定する。 ※支給額は事業主の希望に応じて()の額を選択することも可能。</p> <p>①新規雇用5人以上かつ施設整備に要した費用1,500万円以上 第1期:500万円、第2期・第3期:250万円 (第1期:720万円、第2期・第3期:90万円)</p> <p>②新規雇用10人以上かつ施設整備に要した費用3,000万円以上 第1期:1,000万円、第2期・第3期:500万円 (第1期:1,440万円、第2期・第3期:180万円)</p> <p>③新規雇用15人以上かつ施設整備に要した費用4,500万円以上 第1期:1,500万円、第2期・第3期:750万円 (第1期:2,160万円、第2期・第3期:270万円)</p>	98

障害者職場復帰支援助成金(6)	201	B	→	障害者職場復帰支援助成金	39
<p>【事業概要】 事故や難病の発症等による中途障害等により、長期の休暇を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置をとり、雇用を継続した事業主に対し助成。</p> <p>【対象事業主】 事故や難病の発症等による中途障害等により、長期の休暇を余儀なくされた労働者に対して、職場復帰のために必要な職場適応の措置をとり、雇用を継続した事業主</p> <p>【支給額】 1人あたり70万円(中小企業以外50万円)</p>				<p>(見直し概要) 廃止し、障害者雇用安定助成金(障害者職場定着支援コース)に統合</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」

「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

生涯現役起業支援助成金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)		
助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額	
生涯現役起業支援助成金 【事業概要】 中高年齢者が起業を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる場合に、募集・採用や教育訓練に係る経費の一部を助成。 【対象事業主】 起業を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる(※)中高年齢者である事業主 ※計画期間内に、以下のいずれかの年齢区分の対象労働者を雇用していること ・60歳以上の対象労働者 2人 ・40歳以上60歳未満の対象労働者 3人(60歳以上の対象労働者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては2人) 【支給額】 労働者の募集・採用や教育訓練に要する経費(人件費を除く。)に、次の起業者の区分に応じて定められた助成率を乗じた額を支給。 ・起業者が高年齢者(60歳以上)の場合:助成率2/3(上限200万円) ・起業者が上記以外(40歳以上から60歳未満)の場合:助成率1/2(上限150万円)	87,204	-	生涯現役起業支援助成金 【見直し概要】 対象事業主の要件について、計画期間内に継続して雇用する労働者の年齢及び人数を緩和する。 【対象事業主】 起業を行い、中高年齢者等を一定数以上新たに雇い入れる(※)中高年齢者である事業主 ※計画期間内に、以下のいずれかの年齢区分の対象労働者を雇用していること ・60歳以上の対象労働者 1人 ・40歳以上60歳未満の対象労働者 2人 ・40歳未満の対象労働者 3人(40歳以上60歳未満の対象労働者を1人新たに継続して雇用する労働者として雇い入れる場合にあつては2人) 【支給額】 改正なし	34,700	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

※()内は平成27年度決算額

人事評価改善等助成金の創設

平成28年度

(百万円)

助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価

平成29年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	29'予定額
人事評価改善等助成金(新規)	3,909
<p>【事業概要】 生産性の向上と人材不足の解消のため、生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて生産性向上を図り、賃金アップ及び離職率の低下を実現した事業主に対して助成を行う。</p> <p>【対象事業主】 生産性向上に資する人事評価制度と賃金制度を整備することを通じて、生産性向上を図り、賃金アップと離職率低下を実現した事業主</p> <p>【支給額】 ①制度整備助成 生産性向上に資する人事評価制度及び賃金制度を整備した場合、50万円を支給。 ②目標達成助成 賃金制度の整備から1年経過後に、生産性の向上、賃金引上げ及び離職率低下目標を達成した場合に、更に80万円を支給。</p>	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」
 「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」
 「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」
 「Z 既に廃止。」

障害者職業能力開発助成金の見直し

平成28年度 (百万円)			平成29年度(予定) (百万円)	
助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価	助 成 金 名	29'予定額
障害者職業能力開発助成金(415)	629	C	障害者職業能力開発助成金	635
障害者職業能力開発訓練施設等助成金 【事業概要】 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、職業能力開発訓練事業を行うための施設・設備の設置等を行う事業主に対して経費の一部を助成。 【対象事業主】 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、職業能力開発訓練事業を行うための施設・設備の設置等を行う事業主 【支給額】 施設・設備の設置等に要する費用の3/4(上限額:5000万円、更新の場合は1000万円)			○改正なし	
障害者職業能力開発訓練運営費助成金 【事業概要】 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、職業能力開発訓練事業の運営を行う事業主に対して経費の一部を助成。 【対象事業主】 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、職業能力開発訓練事業の運営を行う事業主 【支給額】 ①重度身体障害者、重度知的障害者、精神障害者等を対象とする職業能力開発訓練事業 運営費の4/5(1人あたりの上限額 月17万円) ②①以外の障害者を対象とする職業能力開発訓練事業 運営費の3/4(1人あたりの上限額 月16万円)			(見直し概要) 既存の措置に加え、訓練を修了した重度障害者等が就職等した場合に支給。 【対象事業主】 障害者の職業に必要な能力を開発し、向上させるため、職業能力開発訓練事業の運営を行い、訓練を修了した重度障害者等が就職等した事業主 【支給額】 訓練を修了した重度障害者等が就職等した場合に、重度障害者等1人あたり10万円	

【事業評価の評価結果】

「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
 「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」
 ※()内は平成26年度決算額

建設労働者確保育成助成金の見直し

平成28年度

(百万円)

平成29年度(予定)

(百万円)

助 成 金 名	28'予算額	27'事業評価
建設労働者確保育成助成金(7,213)	5,046	A
認定訓練コース		
【事業概要】 職業能力開発促進法による認定訓練を行った場合の経費又は雇用する建設労働者に認定訓練を受講させた場合の賃金の一部を助成。 【支給対象者】 中小建設事業主等(中小建設事業主及び中小建設事業主団体をいう。以下同。) ※ 賃金助成は中小建設事業主のみ。 【支給額】 (1) 経費助成 広域団体訓練認定助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6を助成。 (2) 賃金助成 算定対象の建設労働者1人につき、日額5,000円を助成。		

助 成 金 名	29'予定額
建設労働者確保育成助成金	4,960
認定訓練コース	
(見直し概要) ○生産性要件を設定する(賃金助成のみ)。 【支給対象者】 中小建設事業主等 ※ 賃金助成は中小建設事業主のみ 【支給額】 (※<>内は生産性要件に該当する場合の支給額) (1) 経費助成 広域団体訓練認定助成金の支給又は認定訓練助成事業費補助金の交付を受けて都道府県が行う助成により助成対象経費とされた額の1/6を助成。 (2) 賃金助成 算定対象の建設労働者1人につき、日額4,750円<6,000円>を助成。	

技能実習コース			
<p>【事業概要】 雇用する建設労働者に技能実習を行う場合や、登録教習機関等で行う技能実習を受講させた場合、経費又は賃金の一部を助成。</p> <p>【支給対象者】 中小建設事業主等 (女性労働者に対する技能実習を行う場合、建設事業主等) ※ 賃金助成は中小建設事業主のみ。</p> <p>【支給額】 (1) 経費助成 技能実習の実施に要した実費相当額の一部を助成。 ・中小建設事業主等 (※) 自ら実施した場合は9/10、委託した場合は4/5 ・中小建設事業主等以外(女性労働者に対する技能実習を行う場合) 1/2 ※ 被災3県の中小建設事業主等は10/10</p> <p>(2) 賃金助成 技能実習を受講させた建設労働者1人につき、日額8,000円を助成。</p>			

技能実習コース			
<p>(見直し概要) ○小規模零細事業主に配慮しつつ、助成率・額を見直す。 ○生産性要件を設定する(事業主を対象とするものに限る)。</p> <p>【支給対象者】 中小建設事業主等 (女性労働者に対する技能実習を行う場合、建設事業主等) ※ 賃金助成は中小建設事業主のみ。</p> <p>【支給額】 (※<>内は生産性要件に該当する場合の支給額) (1) 経費助成 技能実習の実施に要した実費相当額の一部を助成。 《事業主》 ・中小建設事業主(雇用保険被保険者数20人以下) 3/4<9/10> (※被災3県は10/10) ・中小建設事業主(雇用保険被保険者数21人以上) 3/5<3/4> (※被災3県は4/5) ・中小建設事業主以外(女性労働者に対する技能実習を行う場合) 9/20<3/5> 《事業主団体》 ・中小建設事業主団体 4/5 (※被災3県は10/10) ・中小建設事業主団体以外(女性労働者に対する技能実習を行う場合) 1/2</p> <p>(2) 賃金助成 技能実習を受講させた建設労働者1人につき、以下の額を助成。 ・中小建設事業主(雇用保険被保険者数20人以下) 日額7,600円<9,600円> ・中小建設事業主(雇用保険被保険者数21人以上) 日額6,650円<8,400円></p>			

雇用管理制度コース(雇用管理制度導入助成)		
<p>【事業概要】 職場定着支援助成金の雇用管理制度助成(制度導入助成及び目標達成助成)を受け、本助成コースが定める若年労働者の入職率に係る目標を達成した場合に助成。</p> <p>【支給対象者】 建設事業主</p> <p>【支給額】 職場定着支援助成金の制度導入助成及び離職率目標達成助成の支給を受け、計画期間終了から1年経過後の入職率に係る目標を達成した場合に60万円を助成。</p>		
雇用管理制度コース(登録基幹技能者の処遇向上支援)		
<p>【事業概要】 雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は資格手当を増額改定した場合に助成。</p> <p>【支給対象者】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】 登録基幹技能者一人につき、1年当たり10万円(最長3年間)</p>		

雇用管理制度助成コース		
<p>(見直し概要) ○助成対象事業主を建設事業主から中小建設事業主とする。 ○入職率に係る目標の対象を若年者に加え女性労働者も対象とする。 ○現行の計画期間終了1年経過後の目標達成助成に加え、計画期間終了3年経過後の入職率等目標達成助成を新たに設ける。 ○生産性要件を設定する。</p> <p>【支給対象者】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】(※<>内は生産性要件に該当する場合の支給額) ・職場定着支援助成金の制度導入助成及び離職率目標達成助成の支給を受け、計画期間終了から1年経過後の入職率に係る目標を達成した場合に57万円<72万円>を助成。 ・上記助成を受けた中小建設事業主が、計画期間終了から3年経過後の入職率及び離職率に係る目標を達成した場合に85.5万円<108万円>を助成。</p>		
登録基幹技能者の処遇向上支援助成コース		
<p>(見直し概要) ○生産性要件を設定する。</p> <p>【支給対象者】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】(※<>内は生産性要件に該当する場合の支給額) 登録基幹技能者一人につき、1年当たり9.5万円<12万円>(最長3年間)</p>		

若年者及び女性に魅力ある職場づくりコース		
<p>【事業概要】 若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った場合に、経費の一部を助成。</p> <p>【支給対象対象者】 建設事業主等</p> <p>【支給額】 実施に要した経費の一部を助成。 ・中小建設事業主等 2/3 ・中小建設事業主等以外 1/2 (雇用管理研修等の受講については、建設事業主に対して、労働者1人につき日額8,000円を助成。)</p>		
作業員宿舎等設置コース(女性専用作業員施設設置助成)		
<p>【事業概要】 自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した場合、経費の一部を助成。</p> <p>【対象事業主】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】 賃借に要した経費の2/3 ※ 1事業年度当たり60万円を上限</p>		

若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース		
<p>(見直し概要) ○生産性要件を設定する(事業主を対象とするものに限る)。</p> <p>【支給対象対象者】 建設事業主等</p> <p>【支給額】(※<>内は生産性要件に該当する場合の支給額) 実施に要した経費の一部を助成。 《事業主》 ・中小建設事業主 3/5<3/4> ・中小建設事業主以外 9/20<3/5> (雇用管理研修等の受講については、建設事業主に対して、労働者1人につき日額7,600円<9,600円>を助成。)</p> <p>《事業主団体》 ・中小建設事業主団体 2/3 ・中小建設事業主団体以外 1/2</p>		
若年・女性労働者向けトライアル雇用助成コース(新規)		
<p>【事業概要】 若年者又は女性を建設技能労働者等として一定期間試用雇用し、トライアル雇用助成金の支給を受けた場合に助成。</p> <p>【支給対象対象者】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】 算定対象の建設労働者1人につき、最大月額4万円(最長3か月まで)</p>		
女性専用作業員施設設置助成コース		
<p>(見直し概要) ○生産性要件を設定する。</p> <p>【対象事業主】 中小建設事業主</p> <p>【支給額】(※<>内は生産性要件に該当する場合の支給額) 賃借に要した経費の3/5<3/4> ※ 1事業年度当たり60万円を上限</p>		

【事業評価の評価結果】
「A 施策継続」「B 施策継続。ただし、予算額は適切な水準とする。」「C 目標の未達成要因を分析の上、事業の廃止又は見直しが必要。」「D 目標の未達成要因を分析の上、事業の見直し又は廃止が必要。」
「X 事業の見直し等が必要であったが、既に事業を見直した。」「Z 既に廃止。」
※()内は平成27年度決算額